

令和6年度 採石のための掘削作業主任者

技能（資格取得）講習会受講案内書

長野県砕石工業組合

1 講習会のあらまし

- (1) この講習会は、労働安全衛生法第14条の規定に基づいて、長野県砕石工業組合が厚生労働省長野労働局より登録講習機関の登録を受けて実施するものであります。
- (2) この講習は、採石業にかかわる掘削面の高さが2 m以上の岩石掘削作業場に配置をすべく、作業主任者の法的資格を取得させるために行うものであり、この講習を受講し、修了試験に合格した者には、講習修了証が交付され、法的資格の取得ができます。
- (3) 受講者の資格は、3年以上岩石の掘削作業に従事した経験が必要ですが、経験不足を一部学歴で補うことができます。
- (4) 受講者の対象は、長野県砕石工業組合会員の事業所に従事する者のほか、採石に関係がある事業所に従事するものです。
- (5) 受講者は「受講申込書」の提出に際しては、3の受講要領をよく読んで間違いのないように記入してください。

2 労働安全衛生法による「作業主任者」制度について

- (1) 労働安全衛生法は、昭和47年6月8日に法律第47号として改正交付され、労働者が業務に関して災害に遭い病気に罹りしたときには、近隣住民をも巻き込むような災害などの防止のため事業所内の責任体制を明確化し、自主的に労働者の安全と健康を確保し、さらには快適な作業環境の形成を促進させることを目的としております。
- (2) 作業主任者は、労働安全衛生法の目的にそって安全衛生管理体制の一環として形成される労働災害防止のために当該作業に従事する労働者を指揮し、その他の事項を行うものであります。

採石業における作業主任者の選任にあたっては、掘削面の高さ2 m以上となる岩石掘削作業場であれば労働者数に関係なく「採石のための掘削作業主任者」を選任し、その業務に従事させなければならないことになっております。

この作業主任者の業務は

1. 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
2. 材料の欠点の有無並びに機械器具類を点検し不良品を取り除くこと。
3. 命綱及び保護帽の使用状況を監視すること。
4. 退避の方法をあらかじめ指示すること。

3 受講要領

(1) 受講資格

1. 岩石の掘削作業に3年以上従事した経験を有する者。
2. 学校教育法による大学、専門学校又は高等学校において土木又は採鉱に関する学科を専攻した卒業生で、その後2年以上岩石の掘削作業に従事した経験を有する者。
3. その他厚生労働大臣が定めた者。(次の該当者は、講習科目についてその一部免除を受けることができる。)
 - ①採石のための掘削作業主任者技能講習規程(平成15年厚生労働省告知第406号)第1条各号に掲げる者。
 - ②職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施工規則別表第4の訓練科の欄に掲げる石材料の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者(採石についての技能を専攻した者に限る。)
 - ③職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11条の免許職種欄に掲げる石材料の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。

4 受講申込みの方法等

- (1) 別紙-1「受講希望申込書」に必要事項を記入の上、FAXにて長野県砕石工業組合へお申込み下さい。

(申し込み期限 令和6年10月25日(金)《期日厳守》)

- (2) 受講希望者へ、受講申込書等の関係書類を指定住所へ送付いたしますので、所要事項を記入し、期日までに、受講料等の振込金受取書又は払込受領書の写(コピー)を添えて当組合まで提出してください。

(提出期限 令和6年11月15日(金)《期日厳守》)

- (3) 受講申込書等により受講の資格を審査し、適格者には改めて受講票を指定住所へ送付いたします。

- (4) 受講手数料等

受講手数料(2日間) 10,000円

テキスト代 12,100円

昼食代(1食) 600円で幹旋します。

- ①受講手数料の中にはテキスト代及び昼食代金を含みません。
- ②納入した受講手数料は、原則として返金しません。ただし、受講資格審査で受講資格のない者とされた場合は返金します。

③受講料等の納入先

八十二銀行 本店営業部 普通預金 490639

長野県砕石工業組合 理事長 塚原富勝

(5) 講習科目と時間割は「別表-1」のとおりです。

必要講習単位は13時間20分とします。

(6) 講習を実施する期日、開催場所は「別表-2」のとおりです。

(7) 受講申込みのとき必要な提出書類

①受講申込書等(正)受講票

②岩石掘削作業経験証明書

(岩石掘削作業に従事した証明。事業主の証明で可)ただし作業従事経験が3年未満の者にあつては、大学等で土木又は採鉱に関する学科を専攻したことが証明できる卒業証明書及び岩石掘削作業経験証明書。

③写真2枚・・・大きさ<タテ4cm ヨコ3cm>

※6ヶ月以内に撮影したもの。

※2枚のうち1枚は申込書の正に、1枚はホッチキスでとめてあるカードへ貼ること。

④受講料等の振込金受取書又は払込受領書の写(コピー)。

※提出書類の記載事項等が完全でない場合は再度提出していただきますが、手続きの遅れにより期限までに間に合わない恐れがありますので、できる限り早めに提出するようお願いいたします。

※講習申込書の記載及び関係書類の整備については、この案内書並びに講習申込書の裏面の作成要領をよく読んで記入してください。

(8) 受講票の送付

受講票は講習日の7日前までに指定住所へ送付いたしますが、受講票が到着しない場合は、長野県砕石工業組合事務局へ照会してください。

(9) 修了証の交付

所定の技能講習を受講し、かつ修了試験に合格した者に対しては、当日修了証を交付します。

(10) その他講習申込書を提出した後に住所変更されたときは、新旧住所を明確に書いて長野県砕石工業組合へ連絡してください。

※長野県砕石工業組合は下記のとおり登録教習機関に指定されております。

登録労働局名	長野労働局
登録番号	第93号
登録有効期間満了日	令和8年11月30日

別表-1

採石のための掘削作業主任者講習会時間割

区分	時間	教科	時間	
第1日	法令	9:00~10:40	労働安全衛生法(抄)、労働安全衛生法規則(抄)等関係法令	1:40
	技	10:40~10:50	休憩	10
		10:50~12:20	岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識(作業主任者の職務、岩石の種類)	1:30
		12:20~13:00	昼食休憩	40
		13:00~14:30	岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識(岩石掘削のための掘削方法)	1:30
	術	14:30~14:40	休憩	10
		14:40~16:10	岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識(地山崩壊等による危険防止)	1:30
		16:10~16:20	休憩	10
		16:20~17:50	岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識(発破)	1:30

第2日	技	9:00~10:40	設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(建設機械の概要と安全作業)	1:40
		10:40~10:50	休憩	10
		10:50~11:50	設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(電気の基礎)	1:00
		11:50~12:30	昼食休憩	40
	術	12:30~14:00	設備、機械、器具、作業環境等に関する知識(作業環境)	1:30
		14:00~14:10	休憩	10
		14:10~15:40	作業員に対する教育等に関する知識(教育と指導の方法、災害発生時における措置)	1:30
		15:40~16:00	休憩	10
	試験	16:00~17:00	*修了試験*	1:00
	修了証の交付			

講習会の期日及び開催場所

○講習会開催期日

令和6年12月3日（火）～ 4日（水） 2日間
両日とも午前9時から

○講習会開催場所

「長野県砂利砕石業会館」

〒380-0928

長野県長野市若里4丁目8番47号

TEL 026-264-7689

FAX 026-264-5202

◎駐車場が狭いので、事業所で複数名受講されます場合は、相乗り
にてご来場下さいますようお願いいたします。

(別紙)

FAX 026-264-5202

長野県砕石工業組合 行

令和6年度 採石のための掘削作業主任者技能(資格取得)講習会 受講希望者申込書

令和 6年 月 日 会社名

受講希望者氏名	申込書等送付先	送付先住所	昼食注文
	会社	〒 -	3日(火)
	自宅	TEL () - FAX () -	4日(水)
	会社	〒 -	3日(火)
	自宅	TEL () - FAX () -	4日(水)
	会社	〒 -	3日(火)
	自宅	TEL () - FAX () -	4日(水)

※昼食注文欄は、注文を希望する日に○をしてください。

※3名以上申し込みされる場合は、用紙をコピーしてご記入ください。

※申込期限 令和6年10月25日(金)期日厳守